

# 平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 結果について【概要】

三重県教育委員会事務局  
生徒指導課

## 1 調査の趣旨

本調査は、県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における児童生徒の問題行動等の状況について把握し、生徒指導上の取組のより一層の充実と、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に繋げるため、文部科学省の依頼を受けて毎年実施しているものである。

## 2 調査について

### (1) 暴力行為

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

### (2) いじめ

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 2 条第 1 項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### (3) 長期欠席

「長期欠席」とは、平成 27 年度間（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 1 年間）に連続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒数をそれぞれ理由別に集計したもの。なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。

欠席理由は次によることとする。また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。

- 「病気」とは、本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数。
- 「経済的理由」とは、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。
- 「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）の数。
- 「その他」とは、「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。
- 「その他」の具体例
  - ・ 保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
  - ・ 欠席理由が2つ以上あり、主たる理由が特定できない者

#### (4) 中途退学（高等学校）

「中途退学」とは、平成27年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。また、理由の分類に当たって、同一の退学者について複数の理由がある場合には主たる理由による。

### 3 調査結果の概要

#### (1) 暴力行為

【暴力行為の発生件数（校種別）】

（単位：件数）

	H23	H24	H25	H26	H27	H27－H26	（前年度比）
小学校	87	118	174	268	425	157	（58.6%増）
中学校	564	543	598	525	379	▲146	（27.8%減）
高等学校	134	120	128	113	97	▲16	（14.2%減）
計	785	781	900	906	901	▲5	（0.6%減）

- ・ 平成27年度の暴力行為の発生件数は901件で、平成26年度と比較すると5件の減少。（前年度比0.6%減）
- ・ 特に小学校での暴力行為が増加している主な要因として考えられることは、心理的、家庭的に複雑な背景を抱える子どもたちの増加や、いじめの積極的な認知に伴うもの。

## (2) いじめ

## 【いじめの認知件数（校種別）】

(単位:件数)

	H23	H24	H25	H26	H27	H27-H26	(前年度比)
小学校	102	975	621	536	871	335	(62.5%増)
中学校	109	630	529	310	504	194	(62.6%増)
高等学校	33	126	54	61	125	64	(104.9%増)
特別支援 学校	1	7	5	3	10	7	(233.3%増)
計	245	1,738	1,209	910	1,510	600	(65.9%増)

- ・ いじめの定義を踏まえ、初期段階や、ごく短期間のうちに解消した事案等を含め、積極的ないじめの認知を推進したことにより、平成27年度のいじめの認知件数は1,510件で、平成26年度と比較すると600件の増加。(前年度比65.9%増)
- ・ 学校が把握したいじめの92.8% (前年度92.0%) が年度内に解消。

## (3) 長期欠席（不登校）

## 【不登校児童生徒数（小中学校）】

(単位:人数)

	H23	H24	H25	H26	H27	H27-H26	(前年度比)
小学校	353	391	489	456	443	▲ 13	(2.9%減)
中学校	1,453	1,356	1,336	1,447	1,478	31	(2.1%増)
計	1,806	1,747	1,825	1,903	1,921	18	(0.9%増)

## 【不登校生徒数（高等学校）】

(単位:人数)

	H23	H24	H25	H26	H27	H27-H26	(前年度比)
全日制	366	417	440	357	371	14	(3.9%増)
定時制	332	363	406	229	213	▲ 16	(7.0%減)
計	698	780	846	586	584	▲ 2	(0.3%減)

- ・ 平成 27 年度の小中学校の不登校児童生徒数は 1,921 人で、平成 26 年度と比較すると 18 人増加。(前年度比 0.9%増)
- ・ 平成 27 年度の高等学校の不登校生徒数は 584 人で、平成 26 年度と比較すると 2 人減少。(前年度比 0.3%減)
- ・ 小中学校及び高等学校とも、「家庭に係る状況」や「学業の不振」などから「無気力の傾向がある」ことが主な要因。
- ・ 効果のあった学校の措置は、小中学校及び高等学校とも、「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。」が最多。  
(「効果のあった学校の措置」に係る調査については、県独自で調査したものの。)

<参考：長期欠席者数>

【小中学校】

(単位：人数)

	校種	在籍者数 (平成27年5月1日現在)	理由別長期欠席者数				計	不登校児童生徒の割合
			病気	経済的理由	不登校	その他		
H26	小学校	98,056	212	0	456	194	862	0.47%
	中学校	50,022	204	2	1,447	93	1,746	2.89%
	合計	148,078	416	2	1,903	287	2,608	1.29%
H27	小学校	96,501	188	2	443	221	854	0.46%
	中学校	49,716	194	1	1,478	111	1,784	2.97%
	合計	146,217	382	3	1,921	332	2,638	1.31%

※H26の数値は、「平成27年度学校基本調査」による

【高等学校】

(単位：人数)

		在籍者数 (平成27年5月1日現在)	理由別長期欠席者数				計	不登校生徒の割合
			病気	経済的理由	不登校	その他		
H26	全日制	37,734	108	2	357	56	523	0.95%
	定時制	1,947	22	13	229	130	394	11.76%
	合計	39,681	130	15	586	186	917	1.48%
H27	全日制	37,435	109	1	371	50	531	0.99%
	定時制	1,889	41	29	213	307	590	11.28%
	合計	39,324	150	30	584	357	1,121	1.49%

(4) 県立高等学校における中途退学

【中途退学者数】

(単位：人数)

	H23	H24	H25	H26	H27	H27-H26	(前年度比)
全日制	393	390	396	314	285	▲29	(9.2%減)
定時制	189	165	164	221	208	▲13	(5.9%減)
通信制	—	—	91	109	60	▲49	(45.0%減)
計	582	555	651	644	553	▲91	(14.1%減)

※通信制の中途退学者数についての調査は、H25以降に実施

- ・ 平成 27 年度の県立高等学校における中途退学者数は 553 人で、91 人減少。  
(前年度比 14.1%減)

#### 4 今後の対応方針

本調査結果を踏まえ、これまでの児童生徒の問題行動等への対策の検証を行いながら、「未然防止の取組」「教育相談体制の充実」「チーム支援の推進」の観点から、以下の取組を進めてまいります。

##### 「未然防止の取組」

- ・ 児童生徒の情報モラルの育成を目的とした、みえネットスキルアップサポートや、保護者への啓発を目的としたネット啓発講座等の取組を有機的につなげ、子どもたちのインターネット社会を生き抜く力を育成。
- ・ インターネットの利用に係る問題への対応について、児童生徒の情報モラルの育成や教職員の指導力向上を図るため、「ネットトラブル対応事例集」を作成・周知し、その事例集を活用した取組を推進。
- ・ 小中学校のうち推進校 4 校において、S S T（ソーシャルスキルトレーニング）を実施し、また、高等学校のうち推進校 2 校において、生徒会活動を中心とした主体的な活動を実施することにより児童生徒の社会性を育成。
- ・ モデル中学校区において、新たな不登校を生まない取組として、児童会や生徒会を中心とした自治的な活動による居場所づくりや絆づくりを推進。

##### 「教育相談体制の充実」

- ・ 全 156 中学校区にスクールカウンセラーを配置し、配置時間の弾力的な活用を推進し、小学校から中学校への途切れのない支援を充実。
- ・ スクールソーシャルワーカー 9 名を学校の要請に応じて派遣。スーパーバイザーを含む 3 名は学校からの要請に対応し、6 名は県立高等学校 6 校にも配置することを通して、地域の中学校区を巡回し、地域の福祉等の関係機関とのネットワークを構築。

##### 「チーム支援の推進」

- ・ 学校だけでは解決が難しい問題について、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカーからなるチームを編成し、配置のスクールカウンセラーや関係機関、家庭との連携を図りながら対応。また、必要に応じて弁護士等の専門家より助言を得て支援。
- ・ 各学校におけるスクールソーシャルワーカーの一層の周知・活用を図るため、「スクールソーシャルワーカー活用事例集」を作成・周知し、その事例集を活用した取組を推進。

#### 5 参考資料

別紙による。(別 1～別 10)